

広島県告示第三百五号

広島県と東広島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約を次のように定めた。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県と東広島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

広島県と東広島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成十七年二月七日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。